

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条の二第二項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

(自動車取得税及び自動車税に関する経過措置)

6 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の条例附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第十六項」とあるのは「第二条第十四項」とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条中「(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)」を削り、埼玉県税条例附則第二十二条の二の次に四条を加える改正規定を次のよう

に改める。

附則第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二條の三 営業用の自動車に対する第五十一條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第一條中埼玉県税条例附則第二十三條の改正規定を次のように改める。

附則第二十三條の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第四百九十九條第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二條第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第五十五條の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四十八條」を「同条」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七條第一項」を「第四十八條第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十一條第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第一條中埼玉県税条例附則第二十三條の二の改正規定を削る。

第一條を第一條の二とし、同條の前に次の見出し及び一條を加える。

(埼玉県税条例の一部改正)

第一條 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第四号を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロを「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハを「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「以下の号」を「次項」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ

平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第二号イ」の項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第三項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第

四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年
十九年度分及び平成三十年
十九年度分及び平成三十年
十九年度分
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三
十年
十年度分及び平成三十一年
十年度分

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十九年四月一日
- 二 第一条の二中埼玉県条例附則第六条の三の改正規定 平成三十年一月一日

附則第二項中「同日」を「施行日」に改める。

附則第三項中「附則第七項」を「附則第九項」に改める。

附則第八項及び第九項を削る。

附則第七項中「より、」を「より」に、「平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成三十一年度分まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第六項中「条例」の下に「及びこの条例による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例」を加え、「平成二十九年度以後」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の見出し及び二項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

5 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条から第四条までの規定
公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第五条を削り、第五条の二を第五条とする改正規定及び同条例第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする改正規定 平成二十九年四月一日

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に納付又は納入される県税について適用し、同日前に改正前の同条例第八条第二項の規定により市町村に納付又は納入された県税については、なお従前の例による。